

番号	1. ①
項目	全国の市の中でとび抜けて高くなっている大阪市の介護保険料を引き下げよう区として必要な意見具申等を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められております。</p> <p>本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多く、また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっており、介護サービスに係る費用も大きくなっております。令和3年度から令和5年度までの第8期の介護保険料につきましては、こうした状況に加え、介護保険料に直結する国の介護報酬の増額改定の影響により、基準となる月額保険料を8,094円と定めております。</p> <p>本市においては、低所得者の保険料軽減として、保険料段階が第1段階から第4段階の方を対象として、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」を実施するとともに、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。</p> <p>今後さらなる高齢化の進展による給付費の増加や介護報酬改定などの影響により介護保険料の上昇が見込まれる中、介護保険制度の持続可能性を確保するため、国の社会保障審議会において低所得者の保険料上昇抑制について議論されているところであり、本市として国に対して要望している介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げを含め、区として動向を注視してまいります。</p> <p>また、区民の皆さまから頂きましたご意見、ご要望につきましては、福祉局高齢者施策部介護保険課に報告し、連携を図ってまいります。</p>	
担当	阿倍野区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6622-9859

番号	1. ②
項目	<p>介護保険料に関する相談には懇切丁寧に行うこと。また、相談を通じて把握した高齢者の生活実態について独自に調査を行い介護保険料を検討する参考資料とすること</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険料に関する相談については、これまでから、窓口等に相談に来られた被保険者の状況を聞き取り、その方の状況に応じて、保険料段階の説明や軽減の制度についてのご案内を行っているところです。今後も引き続き、区民の皆さまのご相談については、懇切丁寧に対応するように努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>阿倍野区役所 保健福祉課 (介護保険) 電話：06-6622-9859</p>

番号	1. ②
項目	<p>介護保険料に関する相談には懇切丁寧に行うこと。また、<u>相談を通じて把握した高齢者の生活実態について独自に調査を行い介護保険料を検討する参考資料とすること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>令和6年度から8年度を計画期間とする次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における介護保険料の検討にあたっては、現在、無作為抽出した高齢者等を対象に、高齢者等のニーズを的確に把握するため高齢者実態調査を行っているところであり、今後、有識者等が参画する大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、集計結果をもとに計画策定に向けた議論を行う予定です。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028

番号	1. ③
項目	<p>介護保険料納付困難者（滞納者・未納者）については一方的な滞納処分を行わないこと。生活再建につながる相談援助を関係各機関と連携して行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう社会保障制度です。介護保険料の滞納は、歳入の確保といった介護保険運営上の問題にとどまらず、被保険者間の負担の公平性を損なうものであることから、滞納被保険者に対する粘り強い納付督促を行いながら、滞納保険料の圧縮・解消に努めているところです。</p> <p>介護保険料については、介護保険法第 144 条により、「地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入とする」と規定されており、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定される歳入については、納期限までに納付がない場合、期限を指定して督促を行い、督促による納付期限までにその納付すべき金額の納付がない場合には、地方税の滞納処分の例により処分することができると規定されています。</p> <p>本市では、納付期限までに介護保険料の納付がない場合、あらためて納付期限を定め、督促状を送付し納付をお願いしているところであり、督促状送付後においても、お電話や文書の送付、必要に応じて訪問を行うなど、きめ細やかに納付のお願いをしているところです。しかしながら、納付のご相談や特段の事情がないまま滞納が累積している場合には、やむを得ず上記規定に基づき、滞納処分（差押え）を執行しています。</p> <p>なお、納付困難の相談対応時等に、生活の困りごと等を把握した場合には、適切な相談支援機関を案内するなど、丁寧な対応を行っているところです。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059</p>

番号	1. ④
項目	介護保険料滞納者に対する制裁措置（給付減額、償還払い化等）は、要介護者の生活に重大な影響を与えるものであり、行わないこと。
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう社会保障制度です。保険料滞納者に対する給付制限については、介護保険法の規定に基づき行っているものであり、負担の公平性の観点からも必要な措置であると考えております。</p> <p>なお、介護保険料の滞納は、歳入の確保といった介護保険運営上の問題にとどまらず、被保険者間の負担の公平性を損なうものであることから、滞納被保険者に対する粘り強い納付督促を行いながら、今後とも、滞納保険料の圧縮・解消に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号	1. ⑤
項目	<p>低所得者に対する介護保険料減免制度を積極的に周知・広報するとともに運用を柔軟に行うこと。収入の認定にあたってはすべての社会保険料、医療費等を控除する扱いとすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における介護保険料の減免制度については、介護保険パンフレット（ハートページ）に記載し、市役所・区役所・その他関係機関の窓口に着用するとともに、減免制度の説明ビラを各区窓口に設置し、来庁者に案内することで制度周知に努めております。</p> <p>また、65歳年齢到達者や市外転入者等の新規資格取得者全員に介護保険被保険者証を送付する際にも、介護保険料の減免制度を記載した介護保険ハンドブックを同封し、周知しております。</p> <p>なお、収入要件の基準額については、国制度の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の収入要件を参考に、他都市の実施状況等を勘案して設定しております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

番号	1. ⑥
項目	要介護認定は適切かつ迅速になされるよう区として必要な対応を行うこと。また、申請代行を行った居宅介護支援事業所等からの認定の進捗状況及び認定結果等の問い合わせにも適切に対応すること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、事務処理の効率化のため、従前まで区役所で行っていた要介護・要支援認定業務の一部の業務について集約的に事務管理を行うとともに、民間委託事業者へ委託して民間事業者のノウハウを活用することにより効率的・効果的な事務が行えるよう「認定事務センター」を設置しております。</p> <p>要介護認定申請に対する処分は、特別な理由がある場合を除き当該申請を受理してから30日以内に行わなければならない旨、介護保険法に定められているところであり、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えており、意見書及び認定調査票の回収に要する時間短縮を図るとともに、認定事務センターの安定的な稼働に努めるなど、迅速な要介護認定の実施に努めております。いただいたご意見につきましては、認定事務センターの所管である福祉局へお伝えします。</p> <p>区役所において要介護認定申請書を受付する際には、ご記入方法や要介護認定の流れについて丁寧に説明し、受付けた申請書につきましては、引き続き、速やかに認定事務センターに送付し、迅速な要介護認定の実施に努めてまいります。</p> <p>また、申請代行を行った居宅介護支援事業所等からのお問合せに対しましても、認定事務センターと連携し、できる限り丁寧な対応を行っているところであり、引き続き、適切な対応に努めてまいります。</p>	
担当	阿倍野区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6622-9859

番号	1. ⑦
項目	<p>虐待や孤立、近隣とのトラブルやサービス拒否など困難を抱えた利用者の支援をケアマネジャーや介護サービス利用者に任せず、区役所と地域包括支援センターが「支援困難者」のケアマネジメントを担当するなどの対応を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域包括支援センターでは、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、他の職種や地域の関係者、関係機関と連携し、助言等を行うこととしています。</p> <p>複合的な課題を含む相談については、地域包括支援センターが様々な関係機関と連携・協力して対応していますが、既存のしくみでは解決できない場合には、各区において、総合的な相談支援体制の充実事業を活用し、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し支援方針等を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、支援が困難な事例の解決に向けて取り組んでいるところです。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケア） 電話：06-6208-8060</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028</p> <p>福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7951</p>

番号	1. ⑧
項目	<p>要支援者のホームヘルプサービス（訪問型サービス）は、「生活援助型」となること によって大幅に下がった報酬となったため、サービス時間の短縮やサービス拒否など の事態も起こっている。介護予防型の訪問サービスが幅広く利用できるように地域包 括支援センターと連携して改善をはかること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、サービス利用対象者に対して適切なサービスが提供されるよう、介護予防ケ アマネジメントを行う際に介護予防型訪問サービスの利用が必要かどうかを客観的に判断 するための指標を設けています。</p> <p>なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しない場 合であっても、サービス利用対象者の状態像によりケアマネジャーと地域包括支援センタ ーが介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サ ービスを利用いただいています。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケア） 電話：06-6208-8060 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028</p>

番号	2. ①、②、③
項目	<p>① 大阪の死者数の多さは、医療機関側の課題というより、感染者を増やさない対策、つまり行政の責任が大きい。2010年の「新型インフルエンザ対策総括会議報告書」には感染症危機管理に関わる体制の強化として「感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材育成」の必要性を説き「感染症対策に関わる人員体制や予算の充実なくして、抜本的な改善は実現不可能」と指摘している。新型コロナウイルス感染症対策の強化も含めた緊急時に対する医療供給体制の強化として、保健センターを活用した発熱・検査センター設置を検討すること。</p> <p>② 感染拡大の一番多い大阪市の対策の遅れは明らかであり、上記を進めるためにも、また保健所業務の逼迫をはじめ、感染者や医療機関への各種支援制度の対応の遅れを解消するために、大阪市に対して医療と公衆衛生分野への人員体制と予算の充実を求めること。</p> <p>③ 当面、区保健センターが公衆衛生分野の対応強化について積極的に取り組むこと。</p>
	<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症における保健所体制については、この間、段階的に拡充強化しており、第7波に対しては、1日1万人の陽性者にも対応できる体制を予め整備してきたところです。</p> <p>医療体制につきましては、十三市民病院を新型コロナウイルスの専門病院として運用するとともに、大阪府と連携し、病床確保に取り組むほか、自宅療養者に対しては、医師によるオンライン診療・往診が受けられる体制を整えてまいりました。</p> <p>第8波での対策につきましては、インフルエンザとの同時流行も懸念されることから、発熱患者からの保健所へのお問い合わせの増に対応するため、コールセンターの回線数を現在の388回線から608回線に臨時増設し、高齢者をはじめとした重症化リスクのある方には発熱外来をご案内するほか、軽症者には検査キットの無償配布のご案内や、必要に応じて、24時間対応のオンライン診療の紹介、往診の調整などについて、丁寧な対応に努めております。</p> <p>また、診療・検査体制につきましては、休日や年末年始に発熱された方の受診機会を確保するため、既設の診療検査医療機関に加え、市立総合医療センター、十三市民病院、大阪公立大学附属病院をはじめ、市内20病院の協力により、休日等の臨時発熱外来を新たに13か所で開設したところです（令和4年12月9日現在）。</p> <p>保健福祉センターにつきましては、今年度から、平常時にはアウトリーチをはじめ各種地域保健活動に従事するとともに、非常時には速やかに保健所に参集する「健康危機管理担当保健師」を、各区に増員配置しております。</p>
担当	<p>健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739</p> <p>健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951</p>

番号	2. ④
項目	2017年に一元化した府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所をもとに戻し、政令指定都市大阪市として公衆衛生行政に責任を持てる体制に再編することを大阪市内に求めること。
<p>(回答)</p> <p>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、大阪市立環境科学研究所と大阪府立公衆衛生研究所が統合し、平成29年4月1日に発足しました。</p> <p>同研究所はこれまでと同様大阪府市の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するということはもとより、西日本の中核的な地方衛生研究所に相応しい機能を備えることができるよう、健康危機に関わる情報収集・発信機能の充実、疫学調査への積極的な助言・支援等、疫学解析研究の推進及び試験検査に係る信頼性を確保する体制の強化などの機能強化を図ることとしており、必要な予算について措置を行っています。</p>	
担当	健康局 総務部 総務課 電話：06-6208-7367

番号	3. ①
項目	<p>全国一高い大阪府統一保険料に合わせると大阪市国保料は大幅値上げとなり、収納率低下が予想される。区民の現状から区として 2024 年度国保統一延期の意見を大阪市にあげること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪府においては、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば同じ保険料額とすることとしております。大阪市も府の方針に沿った対応を行っており、令和 5 年度までの経過措置を経て「府内統一保険料」となるよう改定を行っていくこととしています。いただいたご意見につきましては、本市の制度所管である福祉局へお伝えします。</p>	
担当	<p>阿倍野区役所 窓口サービス課（保険年金・管理） 電話：06-6622-9946</p>

番号	3. ②
項目	<p>コロナ傷病手当金については、被用者だけでなく自営業者・フリーランスにも適用できるものとし、また、コロナ以外の病気にも対応できるよう拡大すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険における傷病手当金制度は、国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策に基づく、緊急的・特例的な措置となっており、保険者に財政的な負担が生じないよう全額国からの財政支援により実施されています。</p> <p>本制度の対象者は、国民健康保険にご加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、療養のため就労することができず給与を受けられない場合に支給することとしております。自営業者やフリーランスへの適用拡大については、今後の国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付） 電話：06-6208-7967</p>

番号	3. ③
項目	<p>コロナ禍に加え物価高が被保険者を直撃している。滞納処分の停止をこれまで以上に積極的に行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。</p> <p>保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。</p> <p>それでもなお、保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。</p> <p>これによってもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押え等の滞納処分を行っております。</p> <p>また、滞納処分を行う財産がないなどの理由により、納付能力がないと本市が判断したときは、関係法令に基づき、納付能力が回復するまで滞納処分の停止等を行っております。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9872</p>

番号	4. ①
項目	<p>特定健診では巡回健診、日曜健診、出張健診など積極的な施策を実施すること。また、委託事業所への補助や場所の提供を行なうこと。同時に健診項目を増やすこと、当面「詳細な検診」で実施している貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査は即時に健診項目に追加すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市国民健康保険では、特定健康診査をより受診しやすいものとするため、特定健康診査の受診費用を無料とするとともに、身近な地域で受診できるよう各区保健福祉センターや小学校等を活用し実施しています。集団健診においては、特定健康診査とがん検診の同時実施や、休日開催等、健診機会の確保に努めています。</p> <p>健診項目について、国が定める基本的な健診項目に加え、事業開始当初から、血糖検査は空腹時（随時）血糖及びHbA1cの両検査を実施しています。平成25年度からは、腎機能検査（血清クレアチニン・血清尿酸検査）を実施しています。</p> <p>医師が必要と判断した場合に実施する詳細な健診（貧血検査・心電図検査・眼底検査）については、無料で実施しています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業） 電話：06-6208-9876

番号	4. ① ii)
項目	<u>特定健診・がん検診の受診率向上のため、抜本的な対策を講じること。</u>
<p>(回答)</p> <p>大阪市国民健康保険では、特定健康診査の受診率向上の啓発について、対象となる全ての方に受診券を送付するとともに、国保健診ガイド（パンフレット）、お住まいの区の取扱医療機関・集団健診会場一覧を同封し、受診を勧奨しています。加えて、未受診の方に向けて、特定健康診査の受診について電話勧奨を行っています。</p> <p>また、特定健診とがん検診のセット受診を促進するとともに、平成 30 年度から、特定健診基本項目を充足する 1 日人間ドックの自己負担額の引下げや無料コース対象者の拡充を行うことにより、受診率の向上を図っています。</p> <p>さらに、令和 2 年度からは、不定期の受診者等に対し、A I を用いた効果的なグループ分け（性、年齢、居住地域、健診結果、健診履歴等のデータを活用）を行い、グループ特性に基づく受診勧奨メッセージを作成し受診勧奨を行っています。</p> <p>これまでも受診率の向上に向けて、様々な方策を実施しているところですが、その効果についての分析や評価を行い、より効果的な受診勧奨となるよう検討を進めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業） 電話：06-6208-9876

番号	4. ① ii)
項目	特定健診・ <u>がん検診の受診率向上のため、抜本的な対策を講じること。</u>
<p>(回答)</p> <p>がん検診の受診率向上に向けては、より効果的な周知・啓発を行うため、本市のがん検診受診要件を備える国民健康保険加入者に対し、担当部署と連携し次の取り組みを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の年齢の国民健康保険加入者に対し、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診の個別受診勧奨を行っております。 ・子宮頸がんの罹患率が高まる若年層の女性の国民健康保険加入者に対し、子宮頸がん検診の個別受診勧奨を行っております。 <p>また、近年未受診者（過去にがん検診の受診歴があるが、近年受診歴のない市民）に対する個別受診勧奨や50歳の市民に対する胃がん検診及び前立腺がん検診の個別受診勧奨も実施しております。</p> <p>今後も関係各所と連携し、より効果的な周知・啓発を行うなど、更なる受診率の向上に努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	4. ②
項目	<p>生活保護利用者の健診(大阪市健康診査)は、申請制度をやめ、国民健康保険と同様に新年度の初めに「受診券」を送付すること。なお、当面は、現行の「健康診査」については、通年受付とし、ケースワーカー等の指導を含め周知を徹底すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、大阪市健康診査の対象外となるため、まず、受診の申込をしていただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を発送することとしています。</p> <p>また、生活保護主管担当課においては、40歳から64歳で、直近1年に生活習慣病やがんによって医療機関を受診した経歴がなく、かつ入院・入所していない受給者を対象に啓発チラシを活用して勧奨を行っています。また、65歳以上の受給者世帯には啓発チラシの配布を行い周知しています。</p> <p>引き続き健康局及び福祉局で連携し、対象となる方への周知が行き届くよう様々な機会を捉えた制度周知を行うとともに、未受診者への積極的な受診勧奨に取り組み、受診率向上に努めてまいります。</p>	
担当	<p>健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943</p> <p>福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021</p>

番号	5. ①
項目	単身者が生活保護申請に行ったときに「施設入所が前提条件」であるかのようなことを言わないこと。
(回答) 大阪市では、安定した住居のない状況の方から生活保護の申し込みがあった場合、申込者が要保護状態であり居宅生活が可能であると判断したときには、住宅の敷金扶助の手続きを進めるとともに、再び住居のない状況に戻らないよう居宅生活への移行に向けた支援を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ②
項目	<p>女性の相談者、申請者に対して「身体を使って働けばいい」というセクハラにも取られる発言をする受付面接員が何人もいる。こうした人権侵害をしないよう指導を行うこと。またDVから逃げてきた赤ちゃんを抱えている若いママさんに対して「家を探してから来て」とか「保育所を探して働け」などという発言をする受付面接相談員も多々いる。指導をすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>相談・申請に来られた方に対しては、今の生活状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請の意思確認について必要な援助を行うよう配慮し、申請意思を確認した方には申請していただいています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ③
項目	受付面接員は面談記録をきっちりととり、他の面接相談員にも共有し、なんども同じ話の聞き取りを行わないこと。
	(回答) 相談・申請に来られた方からは今の生活状況をお聞きし、聞き取った情報については記録を作成し、内容については速やかに保健福祉センター内で共有を図っています。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ④
項目	殆ど意味のない「扶養照会」を行わないこと。
<p>(回答)</p> <p>扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするというのではなく、個々の状況から判断して行っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. ⑤
項目	区内でフードバンク・フードパントリー・お弁当配布などを行う団体に対して無料での会場提供など支援を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立相談支援窓口を各区役所に設置しております。</p> <p>生活困窮者支援を通じて、関係機関・関係者のネットワークを構築し、「食」支援も含んだ他事業やインフォーマルな支援の活用を行いながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援できる地域づくりを進めています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	6. ①
項目	<u>小学校体育館に冷暖房設備及び洋式トイレの設置をすること。</u>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、令和2年度から大阪市立中学校の体育館への空調機の設置工事に着手しており、今年度に全127校への設置を完了する予定です。</p> <p>猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等のいわゆる災害弱者をはじめとする避難者の二次被害が想定され、避難所での二次被害を防止するセーフティネットの観点から、避難所生活の環境確保を図るために設置したものです。</p> <p>また、猛暑時の暑さ対策の面に加えて、平時の教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、夏場の部活動等実施時にも空調機を活用しているところ です。</p> <p>避難が長期化した場合には避難所を中学校へ集約いたしますが、集約前の避難所である小学校での避難においては、空調機が設置されている普通教室や特別教室の活用、そして可動式の冷風機の調達・設置などの対応も可能であると考えており、平時も含めた効果としては、全小学校体育館への空調機設置は中学校体育館よりも小さいことから、現在のところ、小学校体育館の空調機につきましては、防災対策の観点からは設置する予定はございません。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7379

番号	6. ②
項目	<p>地震だけでなく台風などによっても、ライフラインの停止により生活弱者である障がい者・高齢者はより困難な生活を強いられる。例えば断水で給水車が来てもそこまで取りに行けない、エレベーターが止まってしまうと階段では動けない、避難所に行くこともできないため生活困難に陥る。また低所得者はストックがないため食糧支援がなければ生きていくことができないなど災害時には特段の支援策が必要となる。また24区ごとに状況が違う（市営住宅が多い、タワーマンションが多い、海沿いである、運河沿いである等々）ことから、24区ごとの具体策についてお答えいただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>阿倍野区では、「阿倍野区地域防災計画」で震度5弱の地震発生による区災害対策本部の設置を定め、各地域避難所開設マニュアルに基づき各地域の自主防災組織が地域災害対策本部を設置、震度6弱以上で区内の災害時避難所を開設すると規定しています。</p> <p>また、区内すべての地域で自主防災組織を構成し、災害時避難所の開設・運営を行うこととしており、地域ごとにまちなか訓練や避難所開設訓練などを実施しています。</p> <p>さらに、今年度より、災害時の速やかな避難行動に支障がある方への支援として、災害時要援護者名簿に登録されている方の内、要介護認定5の方とペースメーカーを除く身体障害者認定1級の方を対象に、速やかな安否確認と在宅避難を含めた避難行動支援の内容を記載した「個別避難計画」の作成を自主防災組織の要である町会とともに進めており、災害時の食料や医薬品調達などについて、対象者と地域災害対策本部との連携づくりを進めています。</p> <p>また、ご指摘にもあるように、阿倍野区でも共同住宅居住者が人口の6割程度を占め、高層マンションも増加傾向であり、災害発生時の高層住宅住民の災害対応が大きな課題の一つとなってきておりますことから、今年度よりマンションでの災害対応をあらかじめルール化しておく「マンション防災計画」の作成支援事業を進めており、モデルマンションでの検討内容等を踏まえ、汎用性のある防災計画のひな形を作成し、来年度以降、マンション防災計画作成の機運を高めていくこととしています。</p> <p>今後も阿倍野区の特性を踏まえながら、安心して住むことができるまちづくりを進めてまいります。</p>	
担当	阿倍野区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6622-9734

番号	6. ③
項目	高層住宅での災害時の対応マニュアルの作成など管理組合や施設管理者への指導を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、一部の区において、防災の専門家の助言に基づき、マンション防災の出前講座やマンションでの安否確認訓練などを実施しております。また、既存マンションにおける防災力向上のための取り組みを支援するため、都市整備局において「既存マンション向け 防災力向上アクションプラン 策定マニュアル」を作成し、ホームページにおいて周知するとともに、冊子の配布も行っています。</p> <p>危機管理室としましても、マンション防災を推進するために、このような事例内容を全区に共有しております。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 減災対策担当 電話：06-6208-7380

番号	6. ④
項目	避難所で感染が広がらないように感染予防策を具体化すること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、新型コロナウイルスの感染が流行している状況下において、避難所開設・運営する際の感染拡大の防止を目的に、「避難所開設・運営ガイドライン」の別冊を作成し、地域での避難所開設・運営の際に活用していただけるよう周知を図っているところです。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 減災対策担当 電話：06-6208-7380

番号	6. ⑤
項目	<p>水害時に対応する高所避難ビルを拡大増やすこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、平成 23 年度から、津波からの避難を優先した取り組みのひとつとして、上町台地以西の 10 区（此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区、西成区、福島区、西区、淀川区、浪速区）において、津波避難施設（津波避難ビル）の確保を進めております。</p> <p>また、平成 25 年 8 月 8 日に大阪府より公表された「南海トラフ巨大地震に係る津波浸水想定」によって、新たに津波浸水のおそれがあるとされた 7 区（北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区）につきましても、上町台地以西の 10 区と同様に津波避難施設（津波避難ビル）の確保に努めております。</p> <p>さらには、津波浸水想定はないものの、河川氾濫（洪水）の浸水想定がある東部の 5 区（東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区）においても、平成 27 年度より津波避難施設（水害時避難ビル）の確保を進めております。</p> <p>なお、津波避難施設については、公共施設だけではなく、民間施設に対しても協力を働き掛け、確保に努めております。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384